

東浦町防災行政用無線局（同報系）運用要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、東浦町防災行政用無線局運用管理規程（昭和61年訓令第1号。以下「規程」という。）に基づき、東浦町防災行政用無線局（（同報系）以下「無線局」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規程の例による。

（放送の種類）

第3条 無線局による放送の種類は、定時放送、訓練放送及び緊急放送とする。

（定時放送）

第4条 定時放送は、電子音（ミュージックチャイム）及び音声を組み合わせた通報（以下「音声通報」という。）で、毎月1日午後8時に放送するものとする。

（訓練放送）

第5条 訓練放送は、音声通報で、町及び自主防災組織が行う防災訓練に関する事項を放送するものとする。

（緊急放送）

第6条 緊急放送は、音声通報で、災害その他緊急を要する事態が発生したとき、又は発生が予測されるときに放送するものとし、当該放送は次に掲げるものとする。

（1）地震、台風、大雨、火災等の緊急事態に関すること。

ア 避難情報に関すること。

イ 避難所開設及び廃止に関すること。

ウ 南海トラフ地震に関連する情報（南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報）に関すること。

エ 津波警報に関すること。

オ 小学校児童及び中学校生徒の緊急下校及び自宅待機並びに保育園児の緊急降園及び自宅待機に関すること。

カ 公共施設の閉館に関すること。

キ 行事、事業等の変更に関すること。

ク 火災に関すること。

（2）災害応急対策、災害復旧等緊急を要すること。

ア 主要幹線道路の状況に関すること。

イ 大規模な断水状況に関すること。

ウ その他の災害対策に関すること。

（3）人命に関わること又はその他特に緊急を要すること。

（4）町民全体に影響を及ぼすこと。

ア 町運行バス「うらら」の運休等に関すること。

イ 於大まつりの中止等に関すること。

ウ 東浦マラソンの中止等に関すること。

(5) 地区住民に影響を及ぼすこと。

ア コミュニティまつりの中止等に関すること。

イ 盆踊り大会の中止等に関すること。

ウ 区民体育祭の中止等に関すること。

エ 地区での特色あるイベントの中止等に関すること。

(6) 治安に関すること。

不審者情報に関すること。ただし、警察から要請があった場合に限る。

(7) その他町長が必要と認めること。

(放送の依頼)

第7条 放送を希望する者（以下「依頼者」という。）は、同報無線使用届（以下「使用届」という。（様式1））を無線管理者に提出して承認を得なければならない。ただし、緊急を要するときは、依頼者は放送後、速やかに無線管理者に使用届を提出するものとする。

(放送の方法)

第8条 放送の方法は、次に定めるとおりとする。

(1) 東浦町全域に同時に一括して放送するもの

(2) グループごとに分割して放送するもの

(3) 指定した拡声子局及び戸別受信機に放送するもの

2 放送は、電子音放送を除き、その開始時に自局の呼出名称を送信して行うものとする。

(戸別受信機の設置)

第9条 戸別受信機の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、設置後戸別受信機設置届（様式2）を、速やかに町長に届け出なければならない。

2 被貸与者は、同報無線の使用に関し、放送が聞き取りにくい場合、又は聞き取れない場合は屋外に専用アンテナを取り付け、良好な受信状態を保たなければならない。

(住所等変更の届出)

第10条 被貸与者は、転居等により住所等が変わったときは、速やかに住所等変更届（様式3）を町長に届け出なければならない。

(戸別受信機設備の変更)

第11条 被貸与者は、戸別受信機に特別の設備を施し、又は変更を加えてはならない。

(修理の依頼)

第12条 被貸与者は、戸別受信機に故障等が生じたときは、速やかに戸別受信機修理依頼書（様式4）を町長に届け出なければならない。

(亡失の届出)

第13条 被貸与者は、戸別受信機を亡失したときは、速やかに戸別受信機亡失届（様式5）を町長に届け出なければならない。

(返納の手続)

第14条 被貸与者は、転出等により戸別受信機が不要となったときは、戸別受信機返納届（様式6）を町長に提出し、戸別受信機を返納しなければならない。

（戸別受信機設置台帳の整備）

第15条 無線管理者は、戸別受信機の設置状況を明らかにするため、戸別受信機設置台帳を備え付け、常に整理しておかなければならない。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

様式1（第7条関係）

同 報 無 線 使 用 届

年 月 日

無線管理者

放送希望者 住所
氏名
(連絡先)

下記により、東浦町防災行政無線局（同報系）の使用をお願いします。
記

1 放送日時	年 月 日 時 分					
2 放送方法	一括（全地区）					
	グループ別	拡声子局			戸別受信機	
	地区自主防災組織別	森岡地区		森 岡 地 区 自 主 防 災 会		
				森 岡 台 自 主 防 災 会		
		緒川地区		緒 川 地 区 自 主 防 災 会		
			緒川新田地区		緒川新田地区自主防災会	
				東浦葵ノ荘団地自主防災会		
				東ヶ丘自治会自主防災会		
		石浜地区			石浜東地区自主防災会	
				石 浜 中 自 主 防 災 会		
				衣 浦 台 自 主 防 災 会		
				平 池 台 自 主 防 災 会		
				東 浦 県 営 住 宅 自 治 会 自 主 防 災 会		
生路地区		生 路 地 区 自 主 防 災 会				
藤江地区		藤 江 地 区 自 主 防 災 会				
3 放送内容						

様式2（第9条関係）

戸 別 受 信 機 設 置 届

年 月 日

東浦町長

住所 東浦町大字

氏名

(電話)

下記により、戸別受信機を設置しました。
記

1 受信機番号

2 自主防災会名

自主防災会

3 受信空中線（アンテナ）

有 ・ 無

（設置条件）

- 1 戸別受信機は、東浦町の所有物ですので他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供さないこと。
- 2 戸別受信機等は、決められた使用方法により常に良好な状態で維持管理すること。
- 3 戸別受信機等を使用中に異常が生じたときは、直ちにその旨を東浦町 課
まで報告すること。
- 4 転出等により戸別受信機が不要となったときは、戸別受信機を速やかに返還すること。

様式3（第10条関係）

設置場所等変更届

年 月 日

東浦町長

住所 東浦町大字

氏名

(電話)

戸別受信機設置に係る下記の事項を変更したので、届け出します。

記

受信機番号		
変更前	設置場所	東浦町大字 字 番地
	氏 名	
	電 話 番 号	
	自 主 防 災 会	自主防災会
	外部アンテナ	有 ・ 無
変更後	設置場所	東浦町大字 字 番地
	氏 名	
	電 話 番 号	
	自 主 防 災 会	自主防災会
	外部アンテナ	有 ・ 無
変更年月日		年 月 日

変 更 理 由	
---------	--

様式4（第12条関係）

戸別受信機修理依頼書

年 月 日

東浦町長

住所 東浦町大字

氏名

(電話)

下記のとおり戸別受信機に故障等が生じたので修理を依頼します。

記

受信機番号	
設置年月日	
故障内容	

(注) 次の欄は記入しないでください。

処置方法・経過	業者引渡年月日	年 月 日
	納品年月日	年 月 日
備考		

設 置 者 受 領 年 月 日	年 月 日
-----------------	-------

様式5（第13条関係）

戸別受信機亡失届

年 月 日

東浦町長

住所 東浦町大字

氏名

(電話)

下記のとおり戸別受信機を亡失したので、届け出ます。

記

受信機番号	
亡失理由	
アンテナの有無	有 ・ 無

様式6（第14条関係）

戸別受信機返納届

年 月 日

東浦町長

住所 東浦町大字

氏名

(電話)

下記のとおり戸別受信機が不要になりましたので、返納します。

記

受信機番号	
返納理由	1. 転出 (転出先 :) 2. その他 ()
返納設備名	戸別受信機 ・ 屋外アンテナ